

請 書

令和 8年 8月 5日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2622020304

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件 名 016-02 カールコードレス多機能電話機（NEC） 3台ほか 同等
品可

契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約 (概算数量契約)

契 約 金 額

百	十	个	千	百	十	万	千	百	十	四
				¥	7	7	5	5	0	0

☒ 課税業者（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

十	億	千	百	十	萬	千	百	十	元
				¥	7	0	5	0	0

☐ 免税業者

内 訳 (品名：品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり	一式		705,000
合 計			705,000

納入場所（履行場所） 資源循環局鶴見工場

納入期限（履行期限） 令和 8年 8月 5日 から 令和 8年 10月 26日 まで

前 金 払 ☒ しない ☐ する

部 分 払 ☒ しない ☐ する

部分払の基準 ☐ 設計書のとおり ☐

支 払 時 期 の

特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ☒ 物品供給契約約款 ☐ 物品製造(印刷製本)請負契約約款

☐ 委託契約約款 ☐ 修繕請負契約約款
☐ 賃貸借契約約款 ☐ 設計・測量等委託契約約款

Downloaded from <http://www.jstor.org/stable/2346122> on Tue, 20 Jun 2016 12:01:05 UTC

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。